

# 神戸市潜在保育士等の確保にかかるお祝い金等支給事業補助金交付要綱

令和2年4月20日 こども家庭局長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、潜在保育士等の確保を図るため、市内保育士等の紹介により、潜在保育士等が神戸市に人材登録し、神戸市内の教育・保育施設等に保育士、保育教諭または幼稚園教諭（以下、「保育士等」という。）として就職した際にお祝い金等を支給する事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

### (1) 市内保育所等

次の各号に掲げる施設等のうち、神戸市内に所在するものとする。ただし、市が設置するものを除くこととする。

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 地域型保育事業を行う事業所

エ 幼稚園のうち、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱に定める長時間預かりを実施する施設

### (2) 市内保育士等

市内保育所等において、保育士等として現に勤務している者とする。

### (3) 復職希望者等

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 保育士資格または幼稚園教諭免許状のいずれかを有するもの

イ 市内保育所等を離職後6か月以上経過しているもの又は市内保育所等における勤務経験がないもの

ウ 心身ともに健康で就労意欲のあるもの

## (対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公益社団法人神戸市私立保育園連盟

(2) 公益社団法人神戸市私立幼稚園連盟

## (対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。なお、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定前に実施した事業に係る経費も対象に含めることができる。

### (1) 登録一時金

復職希望者等が、市内保育士等の紹介を通して支援センター等への人材登録を完了した場合に、当該復職希望者等および市内保育士等に対して支給するもの。

(2) 就職お祝い金

復職希望者等が、支援センター等の紹介を通して市内保育所等に保育士等として就職決定した後、6か月の間、勤務を継続した場合に、当該復職希望者等に対して支給するもの。

(3) 紹介謝礼金

登録一時金を受領した復職希望者等が、支援センター等の紹介を通して市内保育所等に保育士等として就職決定した後、6か月の間、勤務を継続した場合に、当該復職希望者等を紹介した市内保育士等に対して支給するもの。

(4) その他補助事業の実施に要する経費

(補助金の算定基準)

第5条 市長は、予算の範囲内において、別表に定める基準額により算出した額を補助事業者に補助金として交付することができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後すみやかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金等交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第 11 条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第 10 号）を市長の定める期日までに市長へ提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 20 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

種類	支給金額
第 4 条第 1 項に定める登録一時金	1 万円
第 4 条第 2 項に定める就職お祝い金	(1) 雇用契約上、その労働時間が週 30 時間以上と定められている場合 10 万円 (2) (1) 以外の場合 5 万円
第 4 条第 3 項に定める紹介謝礼金	(1) 紹介した復職希望者について、雇用契約上、その労働時間が週 30 時間以上と定められている場合 10 万円 (2) (1) 以外の場合 5 万円
第 4 条第 4 項に定める経費	予算の範囲内